

一人親家庭等医療費助成

母子家庭の母子、父子家庭の父子、又は父母のいないお子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童及びその児童を養育している父又は母

持ち物

対象者の健康保険証、印鑑、通帳（カード不可）

その他

保険診療以外の負担金は対象になりません。又、所得制限があります。対象者が未就学児の場合は、県内医療機関等に限り、医療費の窓口負担が無料になります。

問い合わせ▶健康ほけん課 ☎82-3785

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子(父子)家庭の母(父)や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉を促進するため、子どもの就学や就労のための準備等、資金が必要になったとき、資金をお貸しする制度です。

貸付金の種類

・事業開始資金・生活資金・就学支度資金・事業継続資金・住宅資金・結婚資金・修学資金・転宅資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・技能習得資金

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

母子父子家庭等就学就職支度金

町独自の制度で、町内に住所を有する一人親家庭で、小学校に入学する児童又は、義務教育修了児童に対して支度金を支給する制度です。

支度金

小学校入学支度金 5,000円
義務教育修了者就学就職支度金 10,000円

申請時期

2月中旬頃

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783